

令和5年5月29日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 金 澤 健 司  
(公印省略)

「令和5年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業(4~7月)」

委託業務に係る企画提案の公募について(募集)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することいたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1 事 業 名 「令和5年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業(4~7月)」委託業務

2. 参加表明

(1) 表明期限 令和5年6月5日(月) 10:00

(2) 表明方法 別紙「参加表明書」へ必要事項を記入の上、期限内にメール提出すること。

(3) 提 出 先 事業企画本部 プロモーション部 金田・坂本

y\_kaneta@visithkd.or.jp h\_sakamoto@visithkd.or.jp

3. 提出物 企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール (1) 当事業への参加表明 6月5日(月) 10:00

(2) 企画提案書提出 6月19日(月) 12:00

(3) 審査会 6月21日(水) 13:30 予定

(4) 結果通知 6月22日(木) 以降

※企画書は下記提出先まで、紙面、並びにデータで提出すること。

※6社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する。

5. その他

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問を6月5日(月)10:00まで、メールで個別に受け付けます。回答については、全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、6月6日(火)以降、速やかに通知します。

<お問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階

事業企画本部 プロモーション部 担当 金田・坂本

TEL 011-231-5881 E-mail : y\_kaneta@visithkd.or.jp h\_sakamoto@visithkd.or.jp

## 令和5年度 誘客促進強化事業・大規模イベント出展事業(4~7月)

### 企画提案指示書

#### 1. 委託事業名

令和5年度 誘客促進強化事業・大規模イベント出展事業(4~7月)

#### 2. 事業目的

道内各地域と連携を図りながら、世界最大級の観光産業イベントである「ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西」へ出展し、業界関係者向け展示商談会と一般消費者向け国内プロモーションを実施し、北海道旅行の需要喚起を醸成する。道内地方空港や北海道新幹線の活用を図り、道内全域への誘客を促進するための効果的な商談を促進し、地域・季節偏在解消を図る。

#### 3. 委託期間

契約締結日から令和5年7月31日迄

#### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

#### 5. 予算上限額 1,000千円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）

令和5年度当初では、令和5年4月～7月分までの予算が措置されており、令和5年8月以降予算については、当機構の理事会での追加予算措置と事業評価での適正との認定を前提に予算上限額を29,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）として、変更契約を締結する予定である。

なお、当機構の理事会の議決結果によっては、委託業務内容及び予算上限額を変更、又は事業を中止する場合がある。

（出展料は早期割引 @ 467,775 円 ×30 小間 = 14,033,250 円・レンタルルーム2部屋  
110,000×2=220,000 円は機構で支払い、委託費には含まない。）

#### 6. 委託業務及び見積依頼内容

（1）ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西への出展計画の立案及び見積りの作成。

計画の立案及び見積りの作成にあたっては以下の項目を参照すること。

##### ① イベント概要

・開催名 ツーリズム EXPO ジャパン 2023 大阪・関西

・開催日時 令和5年10月26日（木）～29日（日）

（業界・プレス 26日～27日）（一般 28日～29日）

- ・開催場所 INTEX OSAKA（インテックス大阪）  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1・5・102
  - ・出展小間数 30 小間（270 m<sup>2</sup>想定 9 m<sup>2</sup>（1 小間）×30 小間）
  - ・業界関係者向け展示商談会 約 40 の地域・団体出展を想定
  - ・一般消費者向け展示会 270 m<sup>2</sup>を想定
- ※共同出展する JR 北海道・北海道エアポートとの調整により変動有

## ② 出展に係る基本方針

- ・「食と観光」、「HOKKAIDO LOVE！」をテーマに道内自治体や観光協会、事業者とタイアップし、誘客促進につながる観光情報を発信すること。
- ・以下のキーワード、「温泉」、「北海道・北東北縄文遺跡群」、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」、「世界自然遺産知床」、「ワインツーリズム」、「ケアツーリズム」、「ナイトタイムエコノミー」を意識したプロモーション展開を図ること。
- ・道内から単独出展する自治体、観光協会、団体等とも連携して北海道として一体感あるイベントとすること。
- ・北海道全体でイベントを盛り上げ、全員がホスピタリティを持って来場者をお迎え出来る体制を整えること。
- ・観光パンフレット等配布にとどまることなく、業界関係者向けに旅行商品の造成、一般消費者向けに旅行気運の醸成を図るための効果的なプロモーションを行うこと。
- ・北海道ブース内は、イベント概要に掲げる出展者数を想定し、業界関係者向け展示商談会及び一般消費者向け展示会の会場を効率的にレイアウトすること。
- ・業界関係者向け展示商談会での、参加地域等に対する事前マッチング等準備段階からのサポートを展開すること。
- ・ステージイベント、食、ワークショップ、ご当地キャラのグリーティング等をブース内で展開する。なお、北海道観光 PR キャラクター「キュンちゃん」を積極的に活用すること。

（スーツアクターの確保含む）

- ・北海道各地域の位置関係や交通網、北海道旅行や新北海道スタイルに関する一般消費者等からの問い合わせ等に対応できる体制を整えること。（コンシェルジュの配置等）
- ・PR グッズ（ユニフォーム・ノベルティ等）について、地域の特色あるノベルティを含むこと。  
選定にあたっては機構と調整の上準備すること。
- ・「北海道の LINE 公式アカウント HOKKAIDO LOVE！」および「北海道公式観光アプリ HOKKAIDO LOVE！」のプロモーションを機構と協議して展開すること。

### （2）北海道内各地域からの参加募集のサポートおよび取り纏め、連絡調整。

参加募集については、委託事業者はそのサポートをするとともに、各（総合）振興局及び参加団体と連携し調整を図ること。

### (3) 関係機関との連絡調整

#### ① 共同出展する JR 北海道・北海道エアポートと連携を密に図ること。

JR 北海道・北海道エアポートとの共同出展で北海道ブースを設置する予定であり、JR 北海道・北海道エアポートのブース出展に関しても情報収集、調整を図ること。出展小間については、当機構と JR 北海道・北海道エアポートにおいて既に主催者へ申し込み済み。出展料についてはそれぞれが主催者へ直接支払う。

#### ② その他関係機関との連絡調整

- ・ツーリズム EXPO 推進室等主催者から情報を収集し、連携を密に図ること。

## 7. 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

## 8. 事業実績報告書及び成果物の納品

### (1) 事業実績報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

- ①概要版を含む事業実績報告書 2部（併せて電子データを提出すること）

### (2) 成果物

以下の成果物をデータ提出すること。

- ①本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

## 9. 企画提案応募条件等

### (1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

### (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

①北海道に本社もしくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案（プロポーザル）に参加する者でないこと。

（3）コンソーシアムにおいては、（1）、（2）の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

①コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

②委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。企画提案応募条件等

## 10. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

### （1）企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を資するものか、また目的を達成するために効果的であるか。

### （2）実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

### （3）業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

### （4）経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 11. 事業者決定までのスケジュール

（1）当事業への参加表明 6月5日（月）10：00

（2）企画提案書提出 6月19日（月）12：00

（3）審査会 6月21日（水）13：30予定

（4）結果通知 6月22日（木）以降

※企画書は下記提出先まで、紙面、並びにデータで提出すること。

※6社以上の企画提案があった場合、書面審査により審査会に参加する5社を選定する。

## 1 2. 参加表明

下記期限内に、メールにより参加表明をおこなうこと。

- (1) 表明期限 令和5年6月5日（月）10：00
- (2) 申請フォーマット 別紙1「参加表明書」のとおり
- (3) 提出先 事業企画本部 プロモーション部 金田・坂本  
y\_kaneta@visithkd.or.jp h\_sakamoto@visithkd.or.jp

## 1 3. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月19日（月）12：00（必着）
- (2) 提出場所 公益社団法人北海道観光振興機構  
札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階  
事業企画本部 プロモーション部 金田・坂本
- (3) 提出部数 企画提案書(A4版)7部

※1部のみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残り6部は担当者名を「A」、「B」等の表現を用いて記載し、社名は無記名で提出すること。

※コンソーシアムを構成する場合は、別紙2「コンソーシアム協定書」を提出のこと。

## 1 4. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。
  - ① これまでの事業実績  
提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。
  - ② 業務実施体制  
当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。
  - ③ 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
  - ④ 見積書  
費用項目の明細を記載すること。

\*交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等

#### 1 5. 企画提案に関する審査

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

審査会時の追加資料の配付については認めない。

#### 1 6. 再委託の禁止について

- ・再委託の予定がある場合は（下記Bの業務に限る）、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承認を得る必要があるので留意すること。
- ・当機構の承認を要する再委託の範囲は、次の区分におけるBを言う。

A 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことは出来ない。

B 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承認を要する。

C 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 1 7. 留意事項

- (1) 企画提案は、1者1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (5) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (6) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (7) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (8) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (9) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権

利処理を行うこと。

- (10) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (11) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

#### 18. 令和5年8月以降に実施予定される委託業務内容

(1) 上記6で立案した計画の実施遂行

(2) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(3) 事業実績報告書及び成果物の納品

①事業実施報告書

事業終了後、次の報告書を提出すること。

概要版を含む事業実績報告書 2部（併せて電子データを提出すること）

②成果物

以下の成果物をデータ提出すること。

本業務における広告宣伝で使用した素材データ一式

#### 19. 問い合わせ先

事業企画本部 プロモーション部 金田・坂本

電話：011-231-5881

メール：y\_kaneta@visithkd.or.jp h\_sakamoto@visithkd.or.jp

## 別紙 1

### 参 加 表 明 書

「令和5年度 誘客促進強化事業・大規模イベント出展事業」に係る企画提案の参加表明をします。

会社名	
担当社名	部署・役職 :
	氏名 :
連絡先	TEL
	FAX
	Email

期限 令和5年6月5日(月)10:00迄

宛先 公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部 プロモーション部 金田・坂本

y\_kaneta@visithkd.or.jp h\_sakamoto@visithkd.or.jp

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和5年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業」の委託業務（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和5年度 誘客促進強化事業 大規模イベント出展事業委託業務」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は\_\_\_\_\_とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

---

---

---

---

---

---

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、\_\_\_\_\_とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 14 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 15 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 16 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第 17 条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、\_\_\_\_\_が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 19 条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業\_\_\_\_\_外\_\_\_\_社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本\_\_\_\_通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印

構成員 (所在地)

(名 称)

(代表者)

印